

第1章 第3次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

新たに策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）を着実に推進するため、「第3次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画」（以下「第一期実施計画」という。）を策定します。

第一期実施計画では、おおむね10年先を見据えた県の長期的な戦略計画「みえ県民力ビジョン」における4年間の中期戦略である「第三次行動計画」（以下「第三次行動計画」という。）との整合を図りながら、指標や目標、事業を具体的に示しています。

2 計画の概要

（1）計画策定の考え方

三重県では、2002（平成14）年に策定した「三重県男女共同参画基本計画」を推進するため、第一次から第三次にわたる実施計画に基づき、また、2011（平成23）年に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」を推進するため、第一期から第二期にわたる実施計画に基づき、男女共同参画の普及・啓発や政策・方針決定過程への女性の参画拡大、あらゆる分野における女性活躍の推進等の取組を展開してきました。

こうした中、本県の人口は2007（平成19）年をピークに減少に転じ、現在まで減少が続いています。今後もこの傾向が続くと予測される中、人口増を前提とした従来の社会から脱却し、地域の持続的な活性化を図り、誰もが安心して自分らしい生き方を選択し、いきいきと活躍できるよう、新しい時代の社会モデルを構築していく必要があります。さらには、少子高齢化の進行、女性の就業率の高まり、共働き世帯の増加、価値観・ライフスタイルの多様化など社会が大きく変わる中、多様な生き方を互いに認め合うことの重要性が増しています。

このため、第3次基本計画においては、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざす「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方を取り入れるとともに、多様な主体の参画・活躍をめざすダイバーシティの視点をふまえ、男女共同参画、女性の職業生活における活躍、性の多様性に関する施策を一体的に推進していくこととしています。

第一期実施計画では、「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」（令和元年度実施）の結果や国の「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月閣議決定）をふまえた上で、未だ途上にある女性の参画・活躍の拡大に向けた取組や多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた事業等を具体的に位置づけ、性を理由として生じるさまざまな課題の解決を図っていきます。

(2) 計画の期間

2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間を計画の期間とします。

(3) 目標の設定

第一期実施計画では、「第三次行動計画」との整合を図りながら、基本施策ごとに指標・目標項目を定めるとともに、令和7年度の目標値を設定しています。なお、一部の指標・目標項目については、「第三次行動計画」や他計画と目標年度を合わせており、当該年度以降の目標は、今後、次期の同計画等をふまえて検討します。

(4) 計画の構成

第2章では、図1(4頁)の第3次基本計画の体系に基づく8つの「基本施策」を、第3章では、基本施策を総合的に推進する方策を明記した「計画の推進」について、それぞれ記述しています。

第2章においては、まず、基本施策ごとに第3次基本計画で定められた「特に関連するSDGsのゴール」および「めざす姿」、「第2次三重県男女共同参画基本計画の総括」を改めて示しています。その上で、基本施策全体の成果をあらわす指標と目標値を明示するとともに、各基本施策を推進するために設けられた「施策の方向」ごとに目標項目と目標値等を明らかにし、具体的な事業内容を掲げています。

第3章においては、「施策の方向」ごとに計画を推進するための具体的な事業内容を掲げています。

(5) 進行管理

数値目標の管理

「基本施策」および「施策の方向」の進捗状況について、毎年度、「県男女共同参画審議会」において各部局から聴き取りを行います。

年次報告書の作成、公表

「三重県男女共同参画推進条例」に基づき、毎年度、施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表します。

「県男女共同参画審議会」による評価、知事への提言

「県男女共同参画審議会」が各部局からの聴き取りや年次報告書等に基づき、施策の実施状況について評価を行うとともに、知事に対し提言を行います。

(6) 第3次基本計画の重点事項の推進

第3次基本計画では、本県の現状および国の施策の方向等をふまえ、次の事項を重点事項として取組を進めることにしており、図2(5頁)のとおり、第一期実施計画においてその推進を図ります。

あらゆる分野における女性活躍の推進

雇用等の分野に加え、自営業の場や地域において、女性はその個性と能力を発揮し、自分らしく生きることができるよう、環境の整備等に取り組めます。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

国の「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」との目標をふまえ、県の政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進

男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する理解が広がり、社会全体で取組が進むよう、意識の普及や教育等の取組を推進します。また、LGBT当事者等への相談対応等の支援を行います。

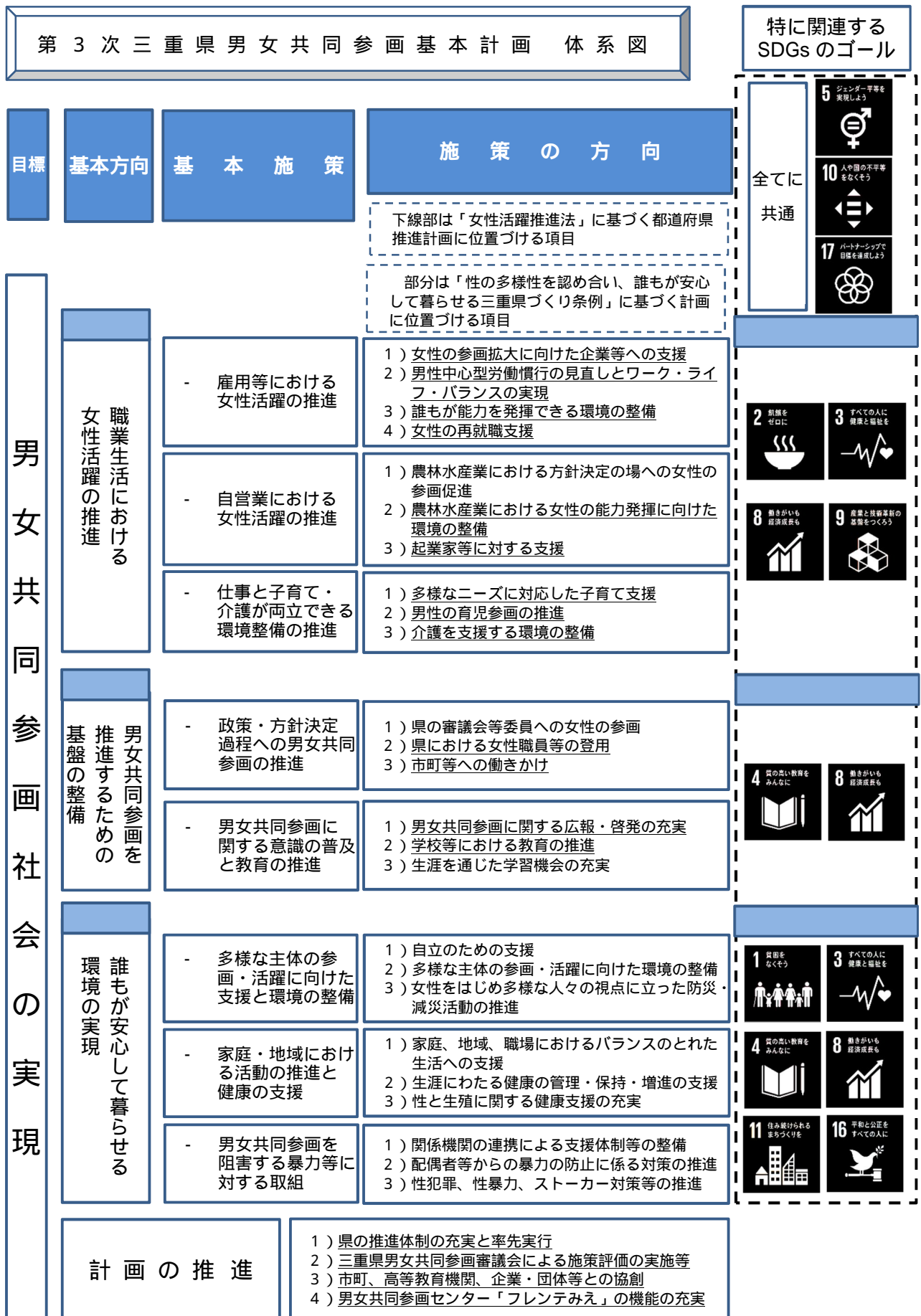
女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、避難所運営等の防災・減災活動において女性をはじめ多様な人々の視点が反映されるよう取り組みます。

男女共同参画を阻害する暴力に対する取組

配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪・性暴力をはじめとするあらゆる暴力等を許さないという意識の浸透を図るとともに、被害者等への相談・支援体制の充実を図ります。

(図1)



(図2)

第一期実施計画における第3次基本計画の重点事項の推進について

第3次基本計画 の重点事項	第一期実施計画における 主な取組	目標項目の 現状値・目標値
あらゆる分野における女性 活躍の推進	女性活躍推進法に係る一般事業 主行動計画の策定支援や女性が 活躍できる職場環境づくり 働く場における女性リーダーの 育成に向けた講座等の実施	【目標項目】 「女性活躍推進法」に規定する事業主 行動計画等を策定する、常時雇用労 働者数100人以下の団体数 【現状値】 310 団体(令和元年度) 【目標値】 397 団体(令和5年度)
政策・方針決定過程への 女性の参画拡大	県の審議会等における女性の 参画促進および市町審議会へ の女性の参画に向けた働きか け 女性活躍推進法に係る特定事 業主行動計画に基づく、県の管 理職への女性の登用促進	【目標項目】 県・市町の審議会等における女性委 員の割合 管理職に占める女性職員の割合 【現状値】 28.1%(令和元年度) 11.0%(R2.4.1) 【目標値】 31.2%(令和7年度) 16.0%(R7.4.1)
男女共同参画および多様 な性的指向・性自認に関す る社会の理解に向けた取 組の促進	男女共同参画および性の多様 性に関する広報・啓発活動 男女共同参画および性の多様 性に関する理解促進に向けた、 県民向けの講座・イベント等の 開催	【目標項目】 性別による固定的な役割分担意識を 持つ県民の割合 性の多様性に関する取組方針をもと に施策を推進する市町数 【現状値】 23.3%(令和元年度) 18 市町(令和2年度) 【目標値】 20.1%(令和5年度) 29 市町(令和7年度)
女性をはじめ多様な人々の 視点に立った防災・減災活 動の推進	女性防災人材育成講座等の開催 多様な人々の視点を反映した「避 難所運営マニュアル策定指針」の 県内各地域への水平展開	【目標項目】 女性防災人材の育成人数(累計) 【現状値】 425 人(令和元年度) 【目標値】 500 人(令和7年度)
男女共同参画を阻害する 暴力に対する取組	各種広報媒体を活用した相談窓 口や各種支援制度の情報提供 関係機関の連携強化による、被 害者等への支援体制の充実	【目標項目】 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度 【現状値】 9.4%(令和元年度) 【目標値】 30.0%(令和5年度)